

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業

「☞」は川崎市の介護予防・日常生活支援総合事業のホームページの該当箇所や参考資料を指しています。

1. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービスに係る注意点

(1) 総合事業によるサービスは、要支援者についても『自己作成によるケアプラン』にもとづくサービス提供（請求）はできません。

区分変更により要介護から要支援となった場合等、必ずサービス提供前に管轄の区役所・地区健康福祉ステーションに、「居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書」の提出を行ってください。

(国のガイドライン抜粋)

総合事業は、ケアプランの自己作成に基づくサービス事業の利用は想定していない。

☞ 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業業務実施マニュアルP4

「平成28年4月～総合事業開始に伴う主な変更点 3」を参照。

併せて、当該マニュアルのP11、P23、P59、P62～65もご確認ください。

(2) 『川崎市外の事業者』や

『平成28年4月以降「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けた川崎市内の事業者』において、川崎市の総合事業のサービスの指定を受けていない場合、平成29年4月1日以降、川崎市の要支援者への介護予防訪問介護、介護予防通所介護のサービス提供ができなくなります。

(現在、受け入れを行っている要支援者に対し、平成29年4月1日以降も引き続きサービス提供する場合には、川崎市の総合事業サービスの指定を遅くとも平成29年4月1日付で取得する指定手続を進める必要があります。)

(川崎市内の事業者)

平成28年3月31日までに「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けている川崎市内の事業者については川崎市の規定による

「みなし指定」によって、川崎市の総合事業のサービスの指定を受けていることから、川崎市の総合事業のサービス提供が可能となっておりますので、改めての指定手続きは不要です。）

☞ 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A よくある問い合わせ（以下「Q & A」という。）問 3 - 1 参照。

2. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業 介護予防・生活支援サービスに係るよくある問い合わせ

問 1 総合事業サービスについて、事業所の都合により運営が休止した場合や祝日等で運営していない場合でも、計画上に位置づけられた単位数を算定してよいか。

事業所の都合によりサービス提供を実施していない場合は、計画に位置づけられていたとしても算定はできません。

☞ Q & A 問 6 - 2 3 参照。

（※ 参照する Q & A は、【6. 通所型サービス関係】ですが、本件については、訪問型サービスにおいても同様の取り扱いとなります。）

問 2 総合事業の訪問型サービスについては、1 週あたりのサービス単位が新設されるとのことだが、区分変更申請により週の途中で「要支援⇄要介護」、「事業対象者→要介護」に変更した場合の報酬算定の取扱いはどうなるのか。

認定日が属する週の要支援・事業対象者の期間について日割り計算を行います。

※詳細は、川崎市のホームページに掲載している「訪問型サービス算定例(A2)」を参照ください。

☞ Q & A 問 5 - 1 1 参照。

問3 総合事業の通所型サービスについては、1回あたりのサービス単位が新設されるとあるが、区分変更申請等により月の途中で介護度が変更した場合の報酬算定の取扱いはどうなるのか。

- 「要支援1⇔要支援2」・「事業対象者→要支援」の場合
状態区分が重い方（要支援2）の最大提供回数10回の範囲でそれぞれ状態区分の期間で計画上に位置づけられた回数に応じて算定してください。

< 関連 問6 - 9 >

- 「要介護⇔要支援」・「事業対象者→要介護」
「事業対象者・要支援」の期間については、その期間に有していた状態区分の最大提供回数（事業対象者・要支援1は5回まで、要支援2は10回まで）の範囲で、それぞれの期間「1回につき」※の算定単位により報酬算定を行ってください。

※この場合、「1月につき」（同一サービス*による「事業対象者・要支援1：5回」「要支援2：9回～10回/月」の提供）で算定した場合は期間に応じた日割り計算となりますのでご注意ください。

*「同一サービス」とは「送迎・入浴なし」「送迎のみあり」「入浴のみあり」「送迎・入浴あり」いずれか一つのサービスのみを該当月に提供（計画）する場合をさします。

※算定についての詳細は、ホームページに掲載している通所型サービス算定例（A6:介護予防通所サービス）を参照ください。

※なお、月途中に「要支援・要介護→事業対象者」となることはありません。

☞ Q & A 問6 - 1 1 参照。

3. 介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修 について

《愛称》～“かわさき暮らしサポーター(暮らサポ)”養成研修～

(1) “かわさき暮らしサポーター(暮らサポ)”養成研修の実施状況 について

平成28年9月から“暮らサポ”養成研修が開始されています！

1月現在、市内3法人が指定研修機関として指定され、計6回の研修において63名の方が受講されています。

《研修の様子》



- “暮らサポ”研修に係る広報物の作成は川崎市も実施します。また、市に事前にご相談のうえ、指定研修機関が独自に作成された広報物を市の施設に設置することや市の広報媒体を利用して広報することも可能です。

《市作成広報物》

(表)

(裏)

(2) “かわさき暮らしサポーター（暮らサポ）”について

- “暮らサポ”研修修了者は、訪問介護事業所における従事者（“かわさき暮らしサポーター”）となって、要支援者・事業対象者へ家事援助等の生活援助に係るサービス提供が可能となります。
- “暮らサポ”研修修了者によるサービス提供も川崎市サービスコード表の「訪問型独自サービス〇/2」による請求が可能です。
(〇はアラビア数字となります。☞川崎市版介護予防・生活支援総合事業単位数サービスコード表 P3参照)

(3) “かわさき暮らしサポーター（暮らサポ）”養成研修実施機関の指定手続きについて

市内の指定訪問介護事業者であれば、“暮らサポ”養成研修実施機関（法人）としての指定申請を行うことができます。
申請は随時、受付を行っています。



指定を受けた法人は、“かわさき暮らしサポーター（暮らサポ）”養成研修（1日程度）の実施が可能となります。



研修修了者の雇用・同行訪問（最低2回以上）を経た後、要支援者・事業対象者へサービス提供が可能となります。

研修内容や研修講師の要件や指定手続き等の詳細については、
☞『川崎市介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修機関の指定の流れ』を参照ください。

<川崎市ホームページ>

トップページ⇒暮らし・手続き ⇒福祉・介護 ⇒高齢者・介護保険 ⇒介護保険制度 ⇒事業者入口⇒介護予防・日常生活支援総合事業 ⇒介護予防訪問サービス（生活援助特化型）従事者養成研修

<URL>

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-11-0-0-0-0.html>

4. 介護予防短時間通所サービス（A7）について

川崎市では、将来的に直面する生産年齢人口の減少を見据え、多様な担い手の確保を目指しながら今後も増大する高齢者の多様なニーズに対応する取組のひとつとして、総合事業開始に伴い、従来の介護予防通所介護の人員基準等を緩和した「介護予防短時間通所サービス」の構築を行いました。

（1）事業所の状況

29年1月現在 7指定事業所にてサービス提供中

⇒ 指定手続きは、随時募集中

（2）利用状況推移（）は28年5月審査分以降の延件数

28年10月審査分 167件（延610件）

28年11月審査分 182件（延792件）

28年12月審査分 214件（延1,006件）

《実際の様子》



☞ 指定手続きに係る詳細については、川崎市ホームページの『総合事業の通所サービスの指定（H28年4月以降新規）』をご覧ください。

<川崎市ホームページ>

トップページ⇒くらし・手続き ⇒福祉・介護 ⇒高齢者・介護保険
⇒介護保険制度 ⇒事業者入口⇒介護予防・日常生活支援総合事業 ⇒
事業者指定手続き ⇒総合事業の通所サービスの指定（H28年4月以降新規）
⇒介護予防短時間通所サービス（A7）

<URL>

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000074854.html>

5. 川崎市介護予防・日常生活支援総合事業お問い合わせ先等

- ◆ 川崎市総合事業に関するお問い合わせ先 **0570-040-114**
- ◆ 受付時間 8:30～17:15 月～金曜日（祝日、12/29～1/3を除く）

『川崎市トップページ』⇒『くらし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』⇒『介護保険制度』⇒『事業者入口』⇒『介護予防・日常生活支援総合事業』

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-13-0-0-0-0-0.html>



現在位置: [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [福祉・介護](#) [高齢者・介護保険](#) [介護保険制度](#) [事業者入口](#)
介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業

[業務実施マニュアル・請求事務の手引き](#)

[Q&A](#)

[市民向けリーフレット](#)

[説明会・通知](#)

[サービスコード表・単位数マスタ](#)

[総合事業取り下げ依頼](#)

[事業者指定手続き](#)

[川崎市総合事業事業者リスト](#)


[介護予防訪問サービス\(生活援助特化型\)従事者養成研修](#)

[地域包括支援センター等関係様式](#)

[要綱・要綱の解釈について・指定基準について](#)









[【参考】厚生労働省関連ホームページ 外部リンク](#)

Q&A

ツイッターへのリンクは別ウィンドウで開きます  ツイート 2016年12月20日

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A

よくある問い合わせ

-  [0.表紙\(PDF形式, 25.19KB\)](#)
-  [1.新たな対象者区分「事業対象者」関係【平成28年6月20日更新版】\(PDF形式, 72.42KB\)](#)
-  [2.契約書・定款・運営規程関係\(サービス提供事業者\)【平成28年12月20日更新版】\(PDF形式, 44.59KB\)](#)
-  [3.事業者指定手続き関係【平成28年12月20日更新版】\(PDF形式, 50.25KB\)](#)
-  [4.介護予防ケアマネジメント事務関係【28年10月5日更新版】\(PDF形式, 280.34KB\)](#)
-  [5.訪問型サービス関係【平成28年3月30日更新版】\(PDF形式, 91.88KB\)](#)
-  [6.通所型サービス関係【平成28年6月20日更新版】\(PDF形式, 119.92KB\)](#)
-  [7.その他事項【平成28年3月22日更新版】\(PDF形式, 40.84KB\)](#)

FAX質問票

-  [FAX質問票\(DOC形式, 49.50KB\)](#)

質問は必ずFAXでお願いいたします。



LIFE SUPPORT ETC. SERVICE INFORMATION

あつめる、とどける、つながる、そして、ささえる。

川崎市生活支援等サービスの情報公表 掲載企業大募集!!

😊「川崎市生活支援等サービスの情報公表」とは?

この取組では、川崎市において企業等のみなさまが現在実施中の**高齢者も利用できる**「生活支援等サービス」の情報を川崎市が集約し、インターネットを活用して“見える化”を行います。

募集対象

主に※1、次の事項を満たす企業等のみなさまが募集対象となります。

- ◇法人又は生活支援等サービスを業とする個人事業主
- ◇高齢者も利用できる「生活支援等サービス※2」を現在実施中である。
- ◇川崎市内をサービス提供地域としている。
- ◇川崎市内に店舗や事業所がある。

※1：その他にもいくつか応募条件があります。

詳しくは「川崎市生活支援等サービスの情報公表に関する掲載規約」をご確認ください。

※2：介護保険法に基づくサービス（指定事業者による事業等）は、対象外です。

募集するサービス

このたび募集する高齢者も利用できる「生活支援等サービス」は、次に掲げるサービスとなります。

- ① 家事支援サービス（掃除・調理・洗濯・買物代行等）
- ② 配食サービス
- ③ 見守りサービス
- ④ 施設に通うサービス（フィットネスクラブや趣味の教室等）
- ⑤ ①～④以外で生活支援・社会参加に資するサービス



応募メリット

企業等のみなさまが現在提供されている「生活支援等サービス」の情報を、高齢者本人やその家族だけでなく、高齢者の相談役の方々（自治体、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療機関、介護事業者など）にも川崎市がアクセスしやすい環境づくりを行います。

サービスの情報掲載はインターネットにて

川崎市で集約した「生活支援等サービス」の情報は、公益社団法人かながわ福祉サービス振興会が管理・運営する「地域包括ケア支援システム（仮称）」（URL：<http://kana.rakuraku.or.jp/>）を媒体として掲載する予定です。

検索は3種類から可能

①種別 ②地図 ③地域からそれぞれ検索することができます。

●種別から検索

川崎便利サービス

アビリティ	よりゆやかなサービスや定期的にお住まいの家事支援をお手伝いします。
炊事科	どこでも可能
移動エリア	川崎区・幸区（一部）
サービス内容	買い物代行・洗濯・調理・掃除等家事全般
事業所所在地	川崎市幸区堀川850 ソリッドスクエア高層10階
電話番号	044-333-3333
FAX番号	044-464-4444
メールアドレス	40kawasaki@kawasaki.com
備考	お問い合わせは、夜日を除く月曜日から金曜日まで10時から17時まで

●事業所詳細画面

●地図から検索

「川崎市生活支援等サービスの情報公表」を希望する企業を募集します！

応募書類はこちらからダウンロードできます。

<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000081938.html>

「川崎市生活支援等サービスの情報公表」に関するお問い合わせはお気軽に下記まで！

お問い合わせ

川崎市介護予防・日常生活支援総合事業 専用ナビダイヤル

0570-040-114

受付時間／月～金曜日 8：30～17：15（祝日、12/29～1/3を除く）

お電話の際は、
「生活支援等サービスの情報公表の件」と
お伝えいただくとスムーズです。

